平成２２年（フ）第１３７号
鹿児島県姶良市東餅田2365番地４
債務者　尾堂加々利
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
岩手県北上市相去町山根梨の木15番地11
債務者　佐藤　貴幸
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４８号
盛岡市西青山２丁目30番12号　ダイヤリッチ206号
債務者　近藤留理子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５６０号
盛岡市住吉町13番48号
債務者　工藤　　薫
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５６５号
盛岡市土淵字四ツ屋68番地２　伊東方
債務者　齋藤　サチ
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５６９号
盛岡市厨川２丁目29番７―502号
債務者　相澤　雄仁
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６２号
神奈川県厚木市三田798番地５　コーポ米山102
債務者　工藤　純子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１３号
大阪府泉南郡熊取町大久保中２丁目12番７号
債務者　中川千代子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５８号
大阪府貝塚市堀１丁目16番６―406号、前住所大阪府貝塚市澤973番地８フラワリータウンＡ―505号
債務者　藤田　親伸
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
大阪府泉南郡熊取町希望ヶ丘１丁目８番10号
債務者　福岡　浩仁
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７１４号
大阪府岸和田市春木泉町１番３―308号
債務者　露無　潤一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７１９号
大阪府和泉市伯太町４丁目７番８―302号、前住所大阪府和泉市池田下町3393番地の４
債務者　松本亜希子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７２０号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目９番17号
債務者　岡本谷　進
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７２４号
大阪府泉大津市東助松町４丁目４番30号カーム23―Ｃ棟101号
債務者　藤原　礼子（旧姓大津）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７２５号
大阪府泉佐野市葵町３丁目４番11―103号、前住所大阪府泉佐野市長滝3267番地の１
債務者　上仁　由昭
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７３１号
大阪府阪南市桃の木台５丁目21番地の11、前住所大阪府阪南市桃の木台６丁目５番地の５
債務者　廣野喜代美（旧姓穴井）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７３３号
大阪府泉佐野市松原３丁目３番１―409号
債務者　佐野めぐみ
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７３４号
大阪府和泉市繁和町４番６―501号、前住所大阪府堺市中区深井清水町1451番地８
債務者　倉田　友香
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係